

第35回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成25年2月1日（金）午後1時30分～3時20分
- 2 場 所 古名屋ホテル バンヤンツリー
- 3 出席者 委員（敬称略）青木 進、秋山 泉、芦澤公子、天野公夫、石川 恵、
牛奥久代、大久保栄治、風間ふたば、喜多川 進、小林 優、
塩沢久仙、島崎洋一、神宮寺 聡、高村忠久、角田謙朗、
土橋金六、永井寛子、原田重子、平山公明、山野井英俊、
横内金弥、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 次 第
 - （1）第35回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - （2）閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - （1）温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - （2）平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - （3）地球温暖化対策部会の設置について

13:30

1 開 会

司 会 ただ今から、第35回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

森林環境部長 ◆森林環境部長あいさつ◆

会長あいさつ

会 長 ◆山梨県環境保全審議会会長あいさつ◆

3 議 事

新委員紹介

司 会 ここで、前回11月の審議会以降、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。

山梨県町村会 副会長で 鳴沢村長の
小林 優（こばやし まさる）委員 です。

司 会 次に、本日の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。

本日は、そのうち、23名の出席をいただいておりますので、「山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項」の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

司 会 それでは、議事に入ります。

審議事項

会 長

はじめに、審議事項（１）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。

この件については、１月２４日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、角田温泉部会長から、報告をお願いします。

温泉部会長

◆資料NO.1により、温泉部会長が説明◆

会 長

温泉部会長からの報告が終わりました。
御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

申請地点と周辺源泉の間の距離要件が議案によって異なっていますが、どのような理由によるものか御説明いただければと思います。

大気水質保全課長

温泉法第３２条の規定により、掘削、増掘、動力の装置、許可の取り消し等については、自然環境保全法第５１条の規定により置かれる審議会に諮問するよう定められています。審議における許可基準は、「温泉保護対策に関する審議方針」として定め、ホームページ等で公表しているところですが、その中に、特別保護地域、普通保護地域、一般地域という区分があり、それにより許可の要件が異なってきます。特別保護地域は、湯村温泉、及び石和、春日居温泉の地域で、この地域内での新規の掘削や増掘、代替掘削は原則禁止としています。続いて、普通保護地域ですが、これは簡単にいうと甲府盆地内にあたり、新規掘削は、既存源泉から半径１ｋｍ以上離れていなければならないという距離制限を設けています。それ以外の一般地域については、距離制限を半径６００ｍ以上としています。また、距離制限の他に、動力の設置の場合は、揚湯量に制限を設けており、実態調査の結果に基づき、平成８年に毎分２００リットル以内を指導基準として定めています。その他にも、ゆう出路の深さは１，５００ｍ以内、揚湯管の口径は６．５ｃｍ以内という指導基準を設けており、こういった方針に基づいて審議をしていただいている状況です。

委 員

第１号議案の現地を見ましたが、既存の源泉があるにもかかわらず

	<p>ず、なぜ新たな源泉が必要なのでしょうか。今使用している源泉の揚湯量が減ったから新たな源泉を使用する、という話ですが、現有設備について、浚渫をしたり、ストレーナの砂や泥の除去をしたりして更生を図る努力はされたのでしょうか。また、貯湯槽を設けて湯の量を調節するなど、その他の必要な手立てが講じられたが、その上でなお適正な湯量が確保できない、ということで申請になったという理解でいいのでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>おっしゃる通りです。現在使用している源泉の揚湯量が200リットルから130リットルに減少したために、新たに別の源泉の動力装置申請があったものです。現在の源泉を能力の限界まで揚湯するのではなく、枯渇させずに維持することで長期的に安定した運営を行うために、別の源泉を使用したいということで、今回申請がありました。なお、今回の動力を設置する源泉はあくまで補助的な使用であり、必要な分だけ温泉水をタンクローリーで1日7回程度温泉施設へ運ぶ計画であるとのことでした。</p>
<p>委員</p>	<p>第2号、第3号議案については、無許可で動力装置を設置していたのを立ち入り検査で発見し、無許可状態解消のために申請を受けたとのことですが、無許可で使用していた者に対する措置がルーズではないかと感じます。立ち入り検査で見つかったからといって事後で申請してきて、それをペナルティも課さずに許可する、というのは、真面目に温泉を維持管理してきた他の人達に対して公平さを欠く措置であり、温泉資源の保護という見地から問題があるのではないのでしょうか。こういった事例は今後も出てくると思われまじ、ペナルティをもっと厳しくすべきではないかと思えます。また、ボーリング業者の組合に対しても、指導していく必要があると思えますがいかがお考えでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>無許可の事例については、ここ10年間、掘削では事例がなく、動力の設置について出てきているのが現状です。動力装置の無許可設置については、法を順守した適正な設置を指導していくため、温泉部会において平成19年1月に「現状の把握、改善等の指導、周知啓発」を3つの柱とした対応方針を定めています。「現地調査の際に重点的に水中ポンプの有無について聞き取りや監視を行い、現状を把握すること」、「現行の審査方針に適合するよう指導し、申請や撤去、切り換え等を行わせること」、「設置</p>

	<p>者が温泉法を熟知していないケースが多いので、申請の必要性について周知をしていくこと」、こういった方針で対応していくことを確認しています。動力装置に関し許可が必要なケースの中に、現状よりも高い能力の動力に交換する場合がありますが、実際のケースとしては、設置後年数が経ってから同じような型式のモーターと交換したつもりが、実は能力が上がっていたという事例も多く、設置者も無許可状態に全く気付いておらず、むしろ検査の際に向こうから伝えてくるという例もあります。こういった場合は指導を行い、てん末書を提出してもらった上で、申請を出させて無許可状態の解消を図ることになりますが、同様の事例の発生を防ぐためにも、温泉資源調査等の際に源泉所有者に対し許可の必要性について周知を図っているところです。また、ボーリング業者へも許可の要否についての確認を行う様指導を行っています。</p>
<p>委員</p>	<p>第2号議案については、既存の未利用源泉が周囲に数箇所ありますが、多大な投資をして掘削した温泉ですから、源泉所有者が再び使いたいという話もありうると思います。そういった場合、周囲に新たに源泉が掘削されていると、再利用する際に支障が生じる可能性があるのではないかと思います。既存の未利用の源泉について、使う意思の有無を把握するシステムが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>未利用の源泉については、台帳で把握をしておりますが、所有者に使用の意思がない場合であっても、廃止届が出されない限りは温泉の抹消ということはできません。未利用源泉の所有者の意思については、5年に1度実施している温泉資源調査の際に把握しながら、台帳の整理をしていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>第4号議案については、自然公園法に基づく申請手続きの状況は把握されているのでしょうか。そもそも自然保護法の特別地域内で温泉を使用すること自体どうかと思いますが、申請地は甲府市の水道水源保護地域でもあり、水道水への影響も懸念されます。今回の許可へは、施設を設置する前の原水検査と、設置後の排水の水質調査を月1回させるという意見を付すべきではないかと思いますが。また、前回説明を受けた県の地下水等の保全に関する条例では、地下水くみ上げの揚水設備について規定があったと</p>

大気水質保全課長	<p>思いますが、温泉は地下水に含まれるのではないのでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>自然公園法関連の申請は現在手続き中ですが、概ね順調に流れていると聞いております。排水の水質検査についてですが、温泉法で扱う事項ではなく、今回の許可の中に含めることはできません。そのため、市の水道水源保護指導要綱で対応していくこととなりますが、本要綱は水源に関わることであり、かなり厳しい基準を設けています。利用許可を行う際には、甲府市との協定等について確認しつつ、市とも連携しながら、指導していくこととしたいと思います。なお、温泉については、温泉法で規制しており、今般制定した地下水保全条例では対象としておりません。</p>
会 長	<p>温泉部会長からも説明がありましたが、本議案については、かなり神経を使って議論を進め、結論を出した件だということです。</p>
委 員	<p>第2号議案は、着工予定、完了予定が不明、第3号議案が着工予定、完了予定が平成5年5月4日となっていますが、この記載についてはどのように解釈すればいいのでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>第2号議案では、申請者が覚えておらず、記録もないということで不明とせざるを得ませんでした。第3号議案では、申請者に聞き取りの結果、日付が確認できたため、記載しているものです。これらは実際に設置した日付を記入する欄ですので、新たに申請を受けた日とは関係ありません。</p>
委 員	<p>第1号議案に関連してお聞きしますが、同じ温泉に供給する場合、既存の源泉の付近で掘削する場合、例えば30m以内であれば掘削に許可が不要、という様なことはありますでしょうか。それとも、あくまで既存源泉から600m以内では掘削は出来ない、そして、掘削した後で必要に応じて動力装置の申請を行う必要がある、という理解でよろしいでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>御理解のとおり、同じ温泉で使用するしないに関わらず、既存源泉から600m以上離れていないと掘削することはできません。</p>
温泉部会長	<p>無制限に掘ると、他の源泉が影響を受けたり、地域の温泉資源量に影響を与えることが懸念されるため、特別保護地域や普通保護</p>

<p>委員</p>	<p>地域といった地域を設けています。地質的に見ると、全県に一律の基準を用いることが適切かという意見もあるかもしれませんが、実態として概ね妥当と思われる基準を設けているものです。</p> <p>先ほど温泉と地下水は扱いが別になるという説明がありましたが、納得いかない部分があります。前回の審議会の地下水保全条例に関する説明の際に、地下水の賦存量が減少傾向にあるという話がありました。今まで自噴していた温泉に動力装置が必要になるというのは、地下水の減少と密接な関わりがあることではないかと思うのですが。温泉も地下水も同じように考え、扱っていくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>温泉と地下水の扱いが違うというのは、法律的に見た場合の話であり、温泉法があくまで温泉のみを対象としており、その他の地下水は扱ってこなかったというのが実状であります。今回の県の地下水保全に関する条例は、これまでの法律でカバーできなかった地下水について、実態把握を強化しようという意図で制定したものです。</p>
<p>会長</p>	<p>温泉の動力設置の話になると、どうしても地下水が減っているため装置が必要になっている、というイメージになりがちですが、必ずしもそうではなく、実際は管の目詰まりなどが原因で揚湯量が減少することも多いようです。今般制定された条例により、やっと地下水に目が向けられ、地下水資源を行政として監視しているという段階になったのではないかと思います。条例を上手に運用できるよう、これから委員の皆様にも御協力をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>揚湯量については、毎分200リットルという記載がされていますが、年間の揚湯量というのは把握しているのでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>毎年各温泉からの利用状況報告の中で、揚湯量についても報告を受けています。更に、5年毎の温泉資源調査により、県内の源泉全てについて実態把握を行っています。平成24年3月の時点の数字ですが、県内の全434箇所合計の揚湯量は、毎分5万2千リットル、内訳は、自噴では1万9千リットル、動力装置では3万3千リットルと把握しております。</p>

委員	<p>揚湯量というのは水道メーターのように計測しているのではなく、使用者の自己申告ということでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>毎年の自己申告を受けて、5年毎の温泉資源調査の際に申告量との照合を行うこともありますが、水道メーターほどきっちりとした計測はしていません。</p>
会長	<p>他にはいかがでしょうか。 皆さんに関心の高い事項であり、色々な質問をいただいたわけですが、審議事項（1）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」は御異議ございませんか。</p>
	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
会長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように県に答申したいと思います。</p> <p>次に、審議事項（2）の「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
大気水質保全課長	<p>◆資料NO.2により、大気水質保全課長が説明◆</p>
会長	<p>事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>4点質問事項がございます。</p> <p>1点目は、公共用水域について、放射性物質の測定は行なわれているのでしょうか。また、一般に土木工事等で使用されるアクリルアミド、これは人の神経へ影響する物質ですが、この物質については測定されているのでしょうか。</p> <p>2点目は、県内の36水域について、それぞれの水質の平均や特徴というのを示すと、事業者等が参照することができ役に立つと思うのですが、そういったものは準備されているのでしょうか。</p> <p>3点目は、地下水の水質についてですが、風雨等の影響で地下水の水質は変化するものと思います。そのため、給水人口の多い水</p>

	<p>道事業体や自治体や食品製造業者等の使用する井戸については、原水の調査をしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。最後に4点目ですが、別表にある地下水利用状況調査票について、地下水保全条例では、一定以上の揚水設備を設ける場合に水量計の設置を義務付けていたかと思いますが、本調査票の項目には入っていません。加える必要があるのではないのでしょうか。また、ストレーナの位置という項目がありますが、一般の設置者は、ストレーナの位置を把握していないことがほとんどだと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>以上について、よろしくお願いします。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>1点目の放射性物質については、水質汚濁防止法ではなく、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき測定を行っています。私どもの課では、大気については、モニタリングポストを5地域に設置し、毎日24時間計測を行っています。他に、国からの依頼により、一部上水や降下物について測定を行っている他、県独自で、持ち運び可能なシンチレーションカウンターを各林務環境事務所に配備して測定を行っています。現在の状況ですが、福島第一原子力発電所の事故以前の数値で推移しています。なお、お尋ねのアクリルアミドについては、測定物質に含めておりません。</p> <p>2点目の各水域の特徴というお話ですが、水質測定計画に基づいて前年度に測定した結果を毎年7月に公表しており、そこで各水域の結果をお示ししております。本測定の趣旨により、これはあくまで環境基準との比較した結果を出しているものです。</p> <p>3点目の事業者等の井戸の原水調査については、全てというわけにはいきませんが、ローリング方式の検査の対象地域内であれば、状況を調査することは可能です。</p> <p>4点目の調査票につきましては、水質汚濁防止法に基づく本調査と地下水保全の条例とは意味合いが異なるため、調査項目が変わってきます。ストレーナの位置については、設置者が把握していない場合は、不明という回答を受ける場合もあります。</p>
<p>委員</p>	<p>放射性物質の測定についてですが、本日の新聞で、山中湖のワカサギから1kgあたり11ベクレルのセシウムが検出されたという報道がありました。法律に定めはなくても、県民の健康を守るために、例えば湖沼だけでも、あるいは深い部分だけでも、県が自主的に調査されるといいのではないかと思います。いかが</p>

	<p>がでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故の後、100箇所以上の地点について既に調査を実施していますが、放射性物質の測定数値は全体的に低減傾向にあることから、現時点では緊急に測定を行う必要性は薄いものと考えております。一方、県では、移動可能な測定装置により、市町村を通して測定を行う体制を整えておりますので、湖沼についても、必要があれば測定を行うことはやぶさかではありません。また、当課の他にも、食品や上水等については、農政部や福祉保健部等の県の他部署で測定を実施しており、県全体ではかなりの項目を測定している状況です。なお、山中湖のワカサギから11ベクレルのセシウムが検出された件ですが、基準値は100ベクレルということですので、それ程心配する値ではないものと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>確かに大気中の放射性物質の数値は落ち着いてきているというのは分かりますが、山や森林の落ち葉等に降下した物質が雨水等で流れ出て蓄積される時期はこれからだと思います。できれば湖沼の泥などについては測定を御検討いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>放射性物質については、県では既に多くの分野について測定をしており、その結果はホームページを通じて公表しているということです。とはいえ、生活者として心配という御意見もありますので、調査の要望があることを御理解いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の測定計画を拝見して、詳細にわたって入念に計画されていると感じました。ただ、県民に結果が示されるのは年に1回ということですが、もう少し小まめに知らせてもらえるとありがたいと思います。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>測定結果については、BOD等の主だった項目については、速報値を毎月公表しております。また、測定計画及び測定結果については、過去のものを含め県のホームページを通じて広く公表しています。幸い本県の環境の状況は良好な状態ですが、公表の際はまだもう少し見てもらう工夫をすることも検討していきたいと考えております。</p>

委員	<p>県民に安心してもらえるような対応をお願いしたいと思います。ところで、水質という話で思い出したのですが、私が過去学校の教員をしていた際、学校で水質を調べさせるというような授業を行った記憶があります。子どものころから水やその大切さに親しむような事業も検討いただくとよいのではないかと思います。</p>
大気水質保全課長	<p>おっしゃった事業というのは、水生生物調査のことかと思いますが。本事業は、水質保全の重要性を理解してもらう機会として、現在はボランティアの方々の協力をいただきながら、小中学生等を対象に夏休みを中心に実施しているものです。</p>
会長	<p>他に御意見あるいは御質問はございますか。 よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、審議事項（２）の「平成２５年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
会長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように県に答申したいと思います。</p> <p>次に、審議事項（３）の「地球温暖化対策部会の設置について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
環境創造課長	<p>◆資料NO.3により、環境創造課長が説明◆</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>地球温暖化対策については、国も非常に重要視している分野ですが、山梨県も、太陽光発電等のクリーンエネルギーへの転換等、独自のカラーを打ち出して活動されているという印象を持っています。今回新たな地球温暖化対策の計画を作るにあたって部会を作るという話ですが、他の計画でも同じく部会を設け、そこで検討した結果を本会で審議するという進め方をしていますので、</p>

<p>会 長</p>	<p>私としては今回の部会設置の提案に賛成します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>他にはいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>地球温暖化対策については、既に取り組みが行われているものと理解していますが、今までの取り組みと、今回部会を設置して新たに検討される内容というのは、どのような関係になるのでしょうか。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>クリーンエネルギーの活用や森林吸収源対策等、今まで続けてきた山梨県の特徴を活かした地球温暖化対策の取り組みを継続していくというのは基本的に変わりません。今回の部会で検討いただく内容としては、具体的な削減目標をどのように設定するか、というのが一つの焦点になろうかと思えます。現在国では11月を目途に新たな地球温暖化対策の計画を策定する予定であり、これから議論が始まる場所ですが、法律上、県の計画は国の計画を勘案して作るよう定められております。本県としては、国の議論の方向性も踏まえながら、新たな地球温暖化対策実行計画について御審議をいただきたいと考えており、そのために部会を設置したい、というのが今回の提案の背景でございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は、30年程前から、人口問題と環境との関係について関心を持っておりました。地球温暖化等の環境問題の多くは、人口が増えすぎたことに起因するのではないかと考えるからです。しかし、人口が環境へ与える影響や適正な人口規模に関しての具体的な基準というのは見たことがありません。私が知るところによると、肥沃な平地1平方kmに12人の人間と、その集団を養えるだけの数の家畜がいれば、環境への負荷や汚染もなく、持続可能な社会ができるそうです。今回、部会を設置する際は、一人の人間が排出するCO2の量を算出した上で、このくらいの削減が必要、という基準を作り、それに基づいて計画を考えていくべきではないかと思えます。それにより、暮らしやすさ日本一を目指し、環境立県を標榜する山梨県が、地球温暖化対策において日本をリードしていくことができるのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。御意見ということでお伺いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>他にはございませんか。</p> <p>それでは、審議事項（３）の「地球温暖化対策部会の設置について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、県議会での予算の審議議決を経たうえで、４月に環境保全審議会運営規程を改正し、地球温暖化対策部会を設置することにしたいと思います。</p> <p>なお、部会に属する審議会委員及び部会長については、県の附属機関の設置に関する条例施行規則により、会長が指名することになっています。また、専門委員については、知事が委嘱した後に部会委員として会長が指名することとなります。</p> <p>これらについては、地球温暖化対策部会を設置した時点で指名させていただきたいと思います。</p> <p>また、審議会委員の皆様には、全ての部会構成員と部会長が決定したところで、通知によりお知らせするというところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>その他</p>	
<p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>次にその他であります、委員の皆様から御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>北杜市明野町の廃棄物最終処分場で、漏水検知システムが異常値を示した問題ですが、審議会では特に報告をいただいております。私たち委員も、テレビや新聞等の報道で間接的に情報を得ている状況です。本審議会の廃棄物部会で廃棄物総合計画と併せて検討を行ってきた経緯もありますので、審議会でも状況について報告いただく必要があると思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>明野町の廃棄物最終処分場については、皆様に大変ご心配をおかけしており誠に申し訳ございません。漏水検知システムについて</p>

	<p>は、昨年12月に異常値を示したため、原因究明及び再発防止について、地元の北杜市、県、事業主体である環境整備事業団の3者で締結した公害防止協定に基づき設置した、地元代表、専門家、事業団、県からなる安全管理委員会で検討を行っているところです。今後は、事業団で調査委員会を設けて原因の究明にあたり、安全管理委員会へ報告する予定としております。本審議会では、廃棄物の総合計画について御審議いただいておりますが、本事案のような個別事案ではなく、あくまで県全体の廃棄物処理の計画や取り組み状況、進行管理等についてお伝えする場として考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>本審議会は環境の保全に関する議題を扱う場ですし、大きな環境に関する問題が発生した際は、次の審議会で状況についてお伝えいただいた方が委員の皆さんにも理解しやすいのではないかと考えます。本件に限らず、今後の情報提供について、御検討いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、昨年、県の観光資源課の依頼で大菩薩や白根三山など、12の山に設置された指導標や案内板などの構造物調査を行いました。結果、各山のルートに平均100個程の構造物が見つかったのですが、驚いたことに、その中の3分の2は朽ち果てた状態でした。また、秩父多摩甲斐国立公園が秩父多摩国立公園のままだったり、環境省が環境庁のままだったり、表示が古いものも散見されました。設置については予算化されても、回収や維持管理については予算も計画もないということも聞いておりますが、案内板等がかえって景観を損ねるという箇所も見られますので、関係機関と調整の上、対処について御検討いただければと思います。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>調査の担当課である観光資源課とも状況について確認の上、可能な対応について検討したいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>中山間地の農林業への鳥獣による被害が近年深刻になっておりますが、対抗策として、2年程前から、オオカミの導入についての推進活動が行なわれています。冊子を持参しましたので、御希望の方がいらっしゃいましたらお渡しします。</p>

会	長	ありがとうございました。他にございますでしょうか。 特にないようですので、議事については、以上で終了させていただきます。
会	長	委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。